

「神戸市身体障害者診断指針」の一部改正について

平成30年4月より、じん臓機能障害の身体障害者手帳の障害認定基準を見直すという通知が、厚生労働省からありました。

1. 内因性クレアチニンクリアランス値を、12歳以上にも適用する。
2. 3級、4級の認定の際には、eGFR値を適用することができる。

これらを受けて、神戸市の障害認定基準である「神戸市身体障害者診断指針」を一部改正します（平成30年4月1日施行）。

意見公募手続きについて

神戸市行政手続き条例第37条第6項5号により、意見公募を行わないこととする。